

報告書(案) 市民討論会の参加者アンケート集計結果

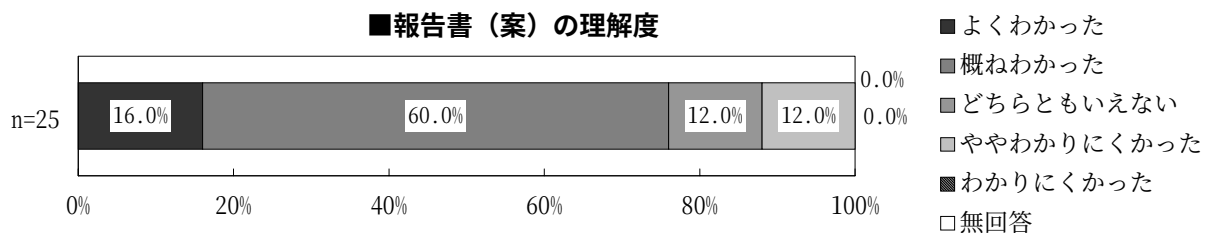
◎回収結果

回収数 25票

1. 市民討論会の感想など

①報告書(案)の理解度について

- ・「概ねわかった」が60.0%で最も多く、「よくわかった」の16.0%とあわせて、76.0%の方がわかったと答えている。
- ・「どちらともいえない」「ややわかりにくかった」は、それぞれ12.0%であり、「わかりにくかった」と答えた方はいなかった。



●理由

1) 「よくわかった」理由

- ・うまくコンパクトにまとめられていました(検討内容の市民による説明は、もう少し抑揚、強弱をつけるとよいのでは)。
- ・自治基本条例は今の時代に必要だ。急いで早く制定すべきだ。

2) 「概ねわかった」理由

- ・スライドで図解表現がされたため。
- ・よく整理されていたと思う。
- ・ここまでまとめられた委員にご苦勞様と言いたい。
- ・時間的制約か、読み上げを聴く忍耐が必要だった。
- ・報告書案の説明より、辻山先生の要旨説明の方で理解が深まった。
- ・具体的な課題について、市民の権利と義務の規定に欠ける。
- ・資料を見る時間が不足した。

3) 「どちらともいえない」理由

- ・スライドの枚数が多かったのか、メモを取る時間がなかった。画面展開が早かった。

4) 「ややわかりにくかった」理由

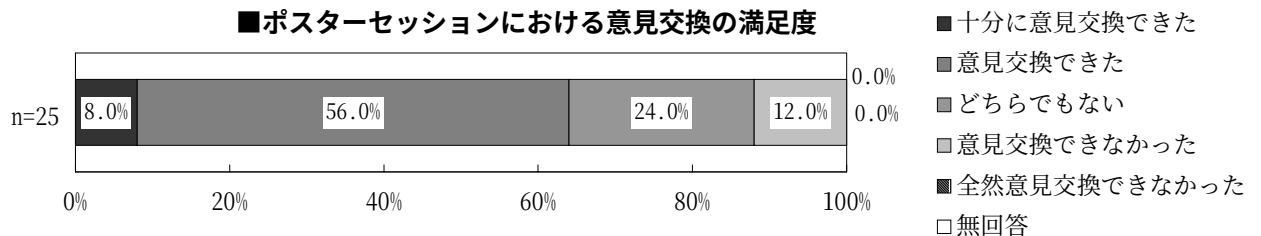
- ・説明時間が短い。
- ・ほとんど当たり前のことばかり、新しい条例にする意味はどこにあるのか。
- ・ポイントがはっきりしない。だらだらとした感じ。

5) 「わかりにくかった」理由

- ・(該当なし)

②ポスターセッションにおける意見交換の満足度

- ・「意見交換できた」が56.0%で最も多く、「十分に意見交換できた」の8.0%とあわせて、64.0%の方が意見交換できたと答えている。
- ・「どちらでもない」が24.0%、「意見交換できなかった」が12.0%であり、「全然意見交換できなかった」と答えた方はいなかった。



●理由

1) 「十分意見交換できた」理由

- ・ 自発的な市民委員が自らの意思で意見を述べていたため。
- ・ 意見交換ができたので。

2) 「意見交換できた」理由

- ・ ボードの前で立ち話を聴いたり、話したりできた。
- ・ 欠落部分について、委員の方々と話し合えた。
- ・ 委員の方々がとても丁寧に答えてくれた。
- ・ セッションの運営方法が良かった。
- ・ 自治基本条例に対する認識不足もあったので。
- ・ 少しは意見交換したが、まだわかっていないので意見が出にくかった。
- ・ 行政の意識改革とやる気です。

3) 「どちらでもない」理由

- ・ 正確には“意見を出すことはできた。”
- ・ ただひたすらポストイットを貼って回りました。

4) 「意見交換できなかった」理由

- ・ 意見交換というより、ポストイットカードでの代弁に置き換えられたので。
- ・ 委員の方は、何人もの人に対応できる状態でなく、ほとんど1人の人にかかりきり。
- ・ 考えてください。

5) 「全然意見交換できなかった」理由

(該当なし)

2. 報告書（案）に対する意見など

①報告書（案）に対する意見

■報告書のまとめ方について
・辻山先生が最初におっしゃっていた「川崎らしさ」をどうこの条例に盛り込むかが今後の課題であるように思いました。今日出た実効性のある条例にするための意見を活かして、他の自治体との差異がある川崎らしい自治基本条例を策定してください。頑張ってください。
・長文になりやすいので、語意をまとめるような個条文的な意識で条文を書かれてはどうかと考えます。自分にできないことを云うについては少し無責任とは思いますが、これだけまとめられ、作成委員のご苦勞がしのべれます。
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。例えば、Ⅱ－１－（１）市民の権利の「包括的な権利」、Ⅱ－２の「議会」、Ⅱ－３－（１）の「市長の設置」等は、条文として違和感を与えないでしょうか。実際に条例づくりにタッチした者（私も）としての思い入れは十分わかりますが。
・できるだけ簡単に。
・文章がやさしすぎる。もう少し、言葉をはっきりと言いきった方がよい。
・「別途定める」項目が多く、具体的になるほどに市民の意向把握が重要だと思います。これらを継続して設定することが大切だと思います。
・条例作成に酔わないように客観的対応が必要である。
・既存のオンブズマン制度等、他の施策との連携の見取り図を示すとより説得力があると思います。
・条例の意義と具体的な活動・取り組み（地域福祉や環境活動等）を結びつけていくことが大切だと思います。お題目ではなく、具体性を持った条例になっていくことを希望します。
・実効性を担保できる条例としてほしい（まちづくり→緑破壊）。
・だいたいポストイットには書きましたので、その整理をしっかりとお願いしたいと思います。１枚１枚は限られたスペースなので、そこに書かれていることにはどのような意味が込められているのか（時間がない中で大変だと思いますが）よく噛み砕いていただきたいと思います。それを前提にいくつか補足していただきたいと思います。
■Ⅰ－２ 前文について
・「川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵み」と前文にあり、それは無視できないが、二ヶ領用水など先人の血のにじむ労苦の恩恵も無視できない。解説に少し言及しているようであるが、「先人の恩恵」も取り上げるべき。
■Ⅰ－４ 定義について
・「協働」の意味をもっと丁寧に書くこと。
■Ⅱ－１－(1) 市民の権利について
・憲法の基本原則を再度記述する必要はない。
・市民への役割・責務において、協働、コレボレイトの考え方や活動から出てくる（派生する）多くのことが、市民自治を確立するためには必要と思います。
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。 →例えば、Ⅱ－１－（１）市民の権利の「包括的な権利」など
■Ⅱ－１－(2) 市民の責務について
・市民の義務（責務）等、あるべき姿ではあるが、現実とかけ離れていて実効性に不安が残る。
・個人の心情（思想、良心）に関することは、個々様々であるので、文律化する必要はない（平和等について）
・住民が主人公である宣言であるため、行動基準を主として、各人の内面性を訴える条項は不要と考える。 （ニセコ町の基本条例で十分です。）
・市民の責務の中に、前文の「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく」ということを明示することはできないか。
・自治の主体、それぞれの役割と責任について、市民の責務で「②緑と安全を守る責務」として、青少年に対し、１～２年の団体生活を体験させる義務の条例を求める。例えば、農作業の手伝い、緑の里山の手入れ、災害、消防、防犯、ボーイスカウト的体験、または、海外活動の支援など川崎市として独自に取り組むべき問題は多々あると思います。
・提案した案件について充分条例に反映させてほしい。市民の権利主張は多いが、義務履行に対する担保が必要（罰則がない）
■Ⅱ－１－(4) コミュニティについて
・町会、自治会を活性化することを検討すべき。地域に受け皿を作ることは至難である。

■ II-2 議会について
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。 →例えば、II-2の「議会」など ・議会に関連する部分の踏み込みが弱いのではないか。市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるとか、市民との情報共有を図ることなど、極めて抽象的、常識的な表現にとどまっており、それらがこなされていない現状の議会をどうするかが今問われているのではないか。 ・二元代表制の縛りの中で、今回は市長提案の条例となるため、議会に対する踏み込んだ内容となっていない。 →したがって、多大な困難はあるものの、市民の直接請求による条例の制定であれば、執行機関、議決機関双方に対してバランスの取れた、また、奥深く踏み込んだ内容の条例をつくるのが可能となるのではないか。
■ II-3-(1) 市長その他の執行機関について
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。 →例えば、II-3-(1)の「市長の設置」など
■ II-4 区について
・区の独立性（区長の選任権）確保 ・区長及び区会議員の公選制を強く希望します。 ・区民会議の構成についての考え方を…。 県議会議員も、市議会議員も、市民であることには変わらないのだから、市民としての参加であれば問題ないと思う。この点について、当該議員の方々と十分意見交換していただきたいと思う。 ・“区民会議”に関する解説部分については、かなり不満である。“幅広い区民によって検討し意見の集約を行っていく”ことは、現実的には難しいのでは？少なくとも“意見の集約”とはどのようなことを想定しているのか。「設置する」ことを完全に否定するものではないが、解説部分は今後の検討への影響も考慮し、慎重にしてほしい。また、議員をメンバーにすることについては、二元代表制との関係から考えても、市長及び区長の補助機関として区民会議があるとすれば望ましいものではないと思う。 ・「区民会議」は別の条例の制定が必要なものではありませんが、この自治基本条例でも充分討議して書く必要があります。
■ II-2-(2) 審議会等への参加について
・「公募」に関する部分（p.19）について、「公募」を原則とする利点を明示してもらいたい。それとも町会、自治会等からの推薦は「市民委員」とは別枠なのか？まだまだ“自分たちが市民の代表的存在だ”と思っている町会関係者もいると思われるため、それを断ち切るならばそれなりの説明がほしい。
■ II-2-(3) パブリック・コメント制度について
・現状の事業に対してもパブリックコメントを適用できるような条例としてほしい。
■ II-2-(5) 住民投票制度について
・住民投票については、市長、議会、住民の各陣営の応援団に使われないように注意しておくべきだ。また、その防止を今から考えて自治基本条例に記述しておくべきだ。 ・「住民投票制度」は別の条例の制定が必要なものではありませんが、この自治基本条例でも充分討議して書く必要があります。
■ IV 国や他の自治体との関係について
・地域住民にとっては、自治は当然のテーマであり、そのために家族を守るために努力しているのです。このことの大きな要因は、環境に関連するものであり、市だけでは不十分、隣接する都市や県の行政との関わりも重要である。
■ V （仮称）川崎市自治推進委員会について
・（仮称）川崎自治推進委員会の設置項目は、条例成立後の進行管理として非常によい条項だと思う。この条例を店ざらしとしないためにも、工夫したしくみと機能を発揮されることを祈ります。
■ その他
・教育の基本理念と市民の教育権への巻き返し。 ・問題が起こったときや公益に役立つ活動をしようとするときなど、大切な活動や行動の実際的な下支えができるような“何か”が案の中に盛り込んでいるのかどうか…？ ・よくできております。 ・委員のご苦勞を多とします。 ・家に帰ってじっくり読む。 ・条例制定に伴う川崎市議会等の選挙戦の争点になるのでしょうか。構えて選択したいと思います。市民への徹底周知にも必要です。

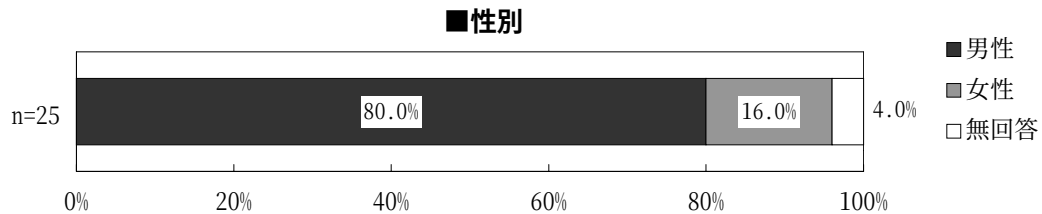
②自治基本条例に対するその他の意見など

■自治基本条例の是非について
・今回のテーマ（自治基本条例）は、初めから決められていたのか。ある意味で、住民と行政等が最初から取り組む問題であり、条例化する問題ではない。
■自治基本条例のPR等について
・市民が広く広報し、多くの方の理解が得られることが必要です。
・川崎市外の者として、これで2回の集会に参加させてもらいましたが、大和市でつくってきた経験をもとに自戒を含めての意見を述べます。 条例づくりに関わってこられた方々の熱意はよく伝わってきました。しかし、一番の問題は、広く一般市民に関心をもってもらい、理解を得ることであると考えます。ややもすると、条例づくりに携わってきた人の熱意が高いだけに、一般市民との認識、理解にギャップが出るおそれがあると考えます。これを埋める工夫が必要ではないでしょうか。
・自治基本条例がまとまった段階で、実際にエイズ問題で闘ってきた団体、拉致問題に取り組んできた人たち、平和問題に取り組んでいる人たち等、実際に具体的な運動をしている人たちに意見を求めることが大切ではないでしょうか。切実に生きてきている人たちの言葉には“力”があります。条例にその“力”を入れていただきたいと思います。
・基本条例の文案（趣旨）には納得するが、この理念、精神をどうやって実効性のあるものにするのか（それも市民の責任である）と考えると、条例の趣旨徹底、PR（小学校の教育にも織り込む）などにより強い市民の意思をもらう以外に担保できないのではないかと。
・辻山先生の指摘にあるとおり、市長に提出して終わりではなく、制定まで、また、制定後と長い目で取り組んでほしいと思います。
・できあがってからも説明会を継続し、関わる人すべてで大事にすべきと思います（根付かせることが重要）。また、説明会は、地域を見直すきっかけとなるように、あらゆる単位（町内会、学校、事業所…）で、あらゆる世代に情報弱者が生み出されないような手段で行われることが必要です。そこに、自分との関わりを見出すことが、すべてのきっかけとなるのでは。 職員への浸透があまりにもないことも不安です。市民、検討委員の方々の熱意を職員が実感することで改善されることも多いのではないかと思います（最高規範なのですから…）。 条例が、市民、職員一人ひとりの問題解決力が育成されるような存在になればと望みます。
■その他の意見
・現在の市政が、議会と市長の行政主導で動いていたのに対して、市民と行政の協働で行うという条例は、市民に理解を求めるPRと責任の自覚の醸成に時間が必要と思われ、総花的な基本条例のように思われる。総体的には大変良く書けていると思います。
・この条例により行政処理能力はあるのでしょうか。外国の例では、社会人は現役後半（退職間近）から、行政の支援活動の訓練に入ります。退職後は、可能な限り、社会奉仕活動（行政の一員として）が行えるよう準備します。法規に頼るわけではありませんが、無理なく参加できる制度を確立してください。
・自治基本条例には期待している。しかし、実効力がないのでは困る。国から離れ、地方自治の力が強くなってくれるように、条例後の動きに注目したい。

3. 回答者の属性

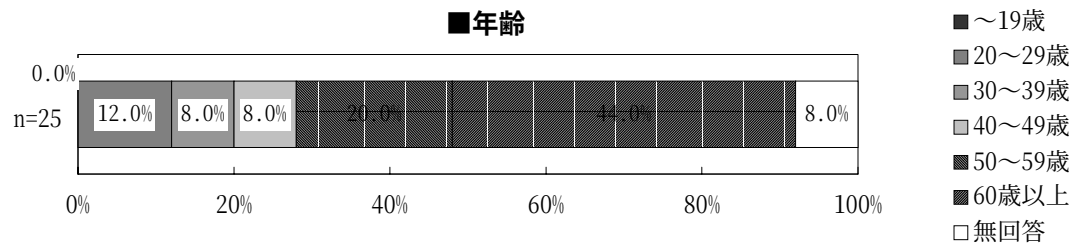
①性別

- ・「男性」が80.0%、「女性」が16.0%となっている。



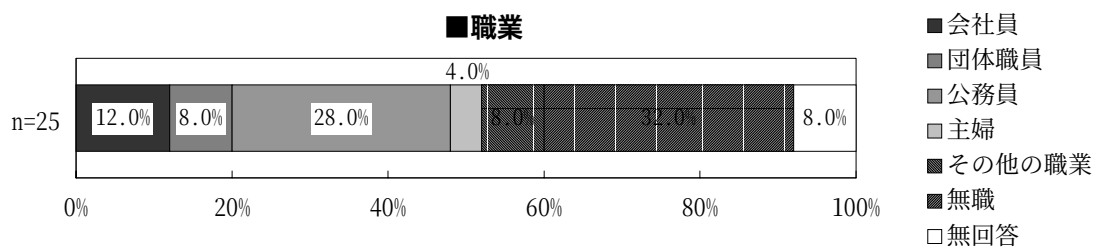
②年齢

- ・「20代」が12.0%、「30代」が8.0%、「40代」が8.0%、「50代」が20.0%、「60歳以上」が44.0%となっている。



③職業

- ・「無職」が32.0%、「公務員」が28.0%、「会社員」が12.0%、「団体職員」「その他の職業」がそれぞれ8.0%、「主婦」が4.0%となっている。



④居住地

- ・「川崎市内」が56.0%、「川崎市外」が40.0%となっている。
- ・川崎市内の区別の内訳をみると、「麻生区」が16.0%、「宮前区」が12.0%、「幸区」「中原区」「高津区」が8.0%、「多摩区」が4.0%となっている（総数に占める割合）。

